

作成日：2014年11月21日

カンボジア王国

特許庁の所在地

①特許・実用新案・意匠：

Department of Industrial Property of the Ministry of Industry Mines and Energy
(DIP, MIME)

#45 A-B Preah Norodom Blvd.,
Phnom Penh,
Cambodia
TEL: 855-23-222-504
FAX: 855-23-991-438
E-mail: info@mime.gov.kh
Website: www.gdi.mime.gov.kh/

②商標：

Intellectual Property Department of the Ministry of Commerce (IPD, MOC)

#20 A-B Preah Norodom Blvd.,
Phnom Penh,
Cambodia
TEL: 855-16-870-809
FAX: 855-23-213-288/363-140
E-mail: moccab@moc.gov.kh
Website: www.moc.gov.kh

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) WIPO 設立条約 (WIPO 条約)
- (3) 貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

実施されておられません。

3. 現地代理人の必要性有無

カンボジアに居住していない出願人は、カンボジアに住所を有する代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

不明です。

5. 出願言語

カンボジア語 (クメール語) 又は英語です。

6. その他関係団体 (連絡先)

ジェットロ・プノンペン事務所

Attwood Business Center, Unit #17-21E2, Russian Blvd. Sangkat Toeuk Thla,

Khan Sensok, Phnom Penh, Cambodia

電話 : 855-23-866-253

7. 特許情報へのアクセス

<http://www.mime.gov.kh/DefaultGdi.aspx>

特許制度

1. 現行法令について

2003年1月22日に制定された特許に関する法律(Law on Patent, Industrial Designs and Utility Models) が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、発明者の氏名及び住所、優先権を主張する場合は最初の出願の情報、出願人が発明者でない場合は発明者から特許を受ける権利を有する旨の説明書(Statement)、及び現地代理人の宛名等を記載します。
なお、カンボジアはパリ条約の規定内で認められている12ヶ月以内におけるPCT出願から優先権を主張するカンボジア出願を受理しています。

(2) 明細書、クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

英語でもって出願することができます。

この場合、出願日から6ヶ月以内にカンボジア語による証明付き (Certified) 翻訳文を提出する必要があります。

(3) 必要な図面 (Drawings)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

公証 (Notarize) 認証が必要です。

出願の際に委任状を提出 (コピー可能) が必要とされております。

委任状の原本は出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment)

出願人と発明者が異なる場合に必要です。

公証 (Notarize) 認証が必要です。

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張する場合には出願日から3ヶ月以内に提出必要があります。

(7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

カンボジア語による証明付き (Certified) 翻訳文を出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位 : 米国ドル)

(1) 出願料金

- ・クレーム最初の10項まで 約60
- ・クレーム10項以上1項当たり 約5

(2) 優先権主張料金 無料

(3) 書類追加料金	無料
(4) 出願人名称・住所変更料金	約 70
(5) 譲渡手続料金	約 70
(6) 特許付与・登録料金	約 150
(7) 特許公告料金	約 30
(8) 特許維持年金	
①第 2 年度及び 3 年度(各年当たり)	20
②第 4 年度	40
③第 5 年度	100
④第 6 年度	140
⑤第 7 年度	180
⑥第 8 年度	220
⑦第 9 年度	260
⑧第 10 年度	300
⑨第 11 年度	350
⑩第 12 年度	400
⑪第 13 年度	450
⑫第 14 年度	500
⑬第 15 年度	550
⑭第 16 年度	610
⑮第 17 年度	670
⑯第 18 年度	740
⑰第 19 年度	810
⑱第 20 年度	890

4. 料金減免制度について

料金減免制度の規定が存在するか不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査を採用しております。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

なお、サーチ結果の公表（最初の公表）及び付与された特許の公表（2 回目の公表）が行われます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用しておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願は、Department of Industrial Property of the Ministry of Industry Mines and Energy (DIP/MIME) (産業・鉱業・エネルギー省知的財産局)に行います。出願書類が提出されますと、登録官は方式審査及び実体審査の後に特許付与の決定を行います。

(1) 方式的要件審査：

- ① 先ず、登録官は出願が出願要件を満たしているか否かの審査を行います。
- ② 出願要件を満たしていないと判断した場合には、登録官は補正命令を発行し、この補正命令に対して出願人は発行日から2ヶ月内に瑕疵を是正することができます。
- ③ 出願日が付与されますと、その旨出願人に通知されます。
なお、出願がされなかったように扱われた場合には、登録官はその理由を明記して出願人に連絡します。
- ④ 登録官は軽微な要件を満たしていないと判断した場合にも、出願人に補正指令を発行し、この場合にも出願人は補正指令書発行日から2ヶ月以内に応答することができます。
- ⑤ この補正指令に対して出願人が応答しなかった場合、又は応答はしたが登録官が応答は不十分であると判断した場合には、出願は拒絶されその旨出願人に連絡されます。

(2) 特許要件について：

特許を受けるためには、新規性、進歩性及び産業上の利用性の要件を満たさなければなりません。

① 不特許事由について；

次の発明は特許を受けることができません。

(a) 公序良俗に反する恐れのある発明の場合

(b) 人体や動物体の外科又は治療による処理方法、及び人体又は動物体に施される診断方法。但し、これらの方法において用いられる製品には適用されません。

(c) 発見、科学的理論及び数学的方法の場合

(d) 精神活動、ゲーム若しくは業務を行うための、規則及び方法の場合

(e) 微生物以外の植物や動物、及び植物や動物の生産のための本質的な生物学的な方法の場合

(f) 植物品種の場合

等です。

② 新規性について

絶対的新規性が採用されています。

発明が、先行技術から予測できない場合は新規なものと判断されます。

出願日又は優先日前に、発明が世界のいずれかの場所で公表され、又は口頭でもって開示され、或いは使用されることにより公衆に開示された全てのものは、先行技術を構成します。

<新規性喪失の例外>

以下の場合、新規性を喪失したものとみなされません。

(a) 出願日又は優先日前の 12 ヶ月以内における発明の開示

(b) 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して、又は意に反することにより、発明が公表された場合

(3) 対応外国出願の情報の提出

① 登録官の請求があったときは、カンボジア国出願と同一の発明について自己が外国を行っていた場合には、外国出願の出願日及び出願番号を提出しなければなりません。

② 登録官の請求があったときは、出願人は外国出願に関する調査又は審査の結果に関して、出願人が受領した書類の写し、例えば、特許証の写しや拒絶する最終決定書の写し、を提出しなければなりません。

(4) 早期審査 (Accelerated Examination)

所謂、PPH や PCT-PPH は採用されておられません。

一方、ASEAN 特許審査協力 (ASPEC) プログラムが、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイ、ベトナム、ラオス及びカンボジア国間で導入されております。

このプログラムの目的は、参加国特許庁間で調査や審査結果をお互いに提供し、出願人に対して参加国における対応出願について特許をより迅速にかつ効率的に取得可能にすることを目的としています。

(5) 実体審査

① 登録官は、特許を付与するか否かを判断するに当たって、請求があった審査庁により行われた調査や審査報告等を考慮し、決定を行います。

② 調査や審査報告の結論を十分に考慮し、登録官が出願は特許要件を満たしていないとの見解を有する場合には、出願人にその旨を通知し当該通知日から 5 か月以内に出願人に対して意見書や補正書の提出や、出願の分割を要請します。

③ 上記通知書は、所定のフォームにより必要に応じて数回行われます。

④ 出願人が当該通知書に応答しなかった場合、或いは提出された意見書や補正書又は分割出願にも関わらず、登録官が特許要件を満たしていないとの見解を有する場合には、出願は拒絶されます。

⑤ 一方、登録官が特許要件を満たしていると判断した場合には、特許付与が行われます。

⑥登録官は、出願人に対して決定の根拠となった調査や審査報告の写しを添付して、特許付与の決定又は出願拒絶の決定を通知します。

特許付与の決定 (Decision to grant the patent) の場合には、出願人に対して通知書の発行日から3ヶ月以内に、特許付与料金の納付を要請します。

(6) 明細書の補正及び訂正 (Amendment and Correction)

明細書等の補正や訂正は、出願の権利期間中にすることができます。

特許権者の請求に基づいて、登録官は出願当初の開示範囲を超えない範囲内において、保護範囲を限定するために明細書や図面を訂正します。

(7) 発明の単一性及び分割出願 (Unity of invention and Divisional application)

①出願は、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明に関するものでなければなりません。

②出願人は、出願が特許査定段階に至るまで (up to the time when the application is in order for grant) 出願当初の明細書の開示範囲内において、一又は二以上の出願に出願を分割することができます。

(8) 出願変更 (Conversion)

特許査定又は拒絶査定前においては、いつでも出願人は所定の料金を納付することにより、特許出願を実用新案出願 (Utility Model Certificate) に変更することができます。

実用新案出願を特許出願に変更することもできます。

但し、出願変更は1回に限り認められます。

(9) 特許付与 (Grant)

肯定的な実体審査の結果に基づき、特許庁は特許査定 (Decision to grant the patent) を行います

(10) 不服申し立て (Appeal)

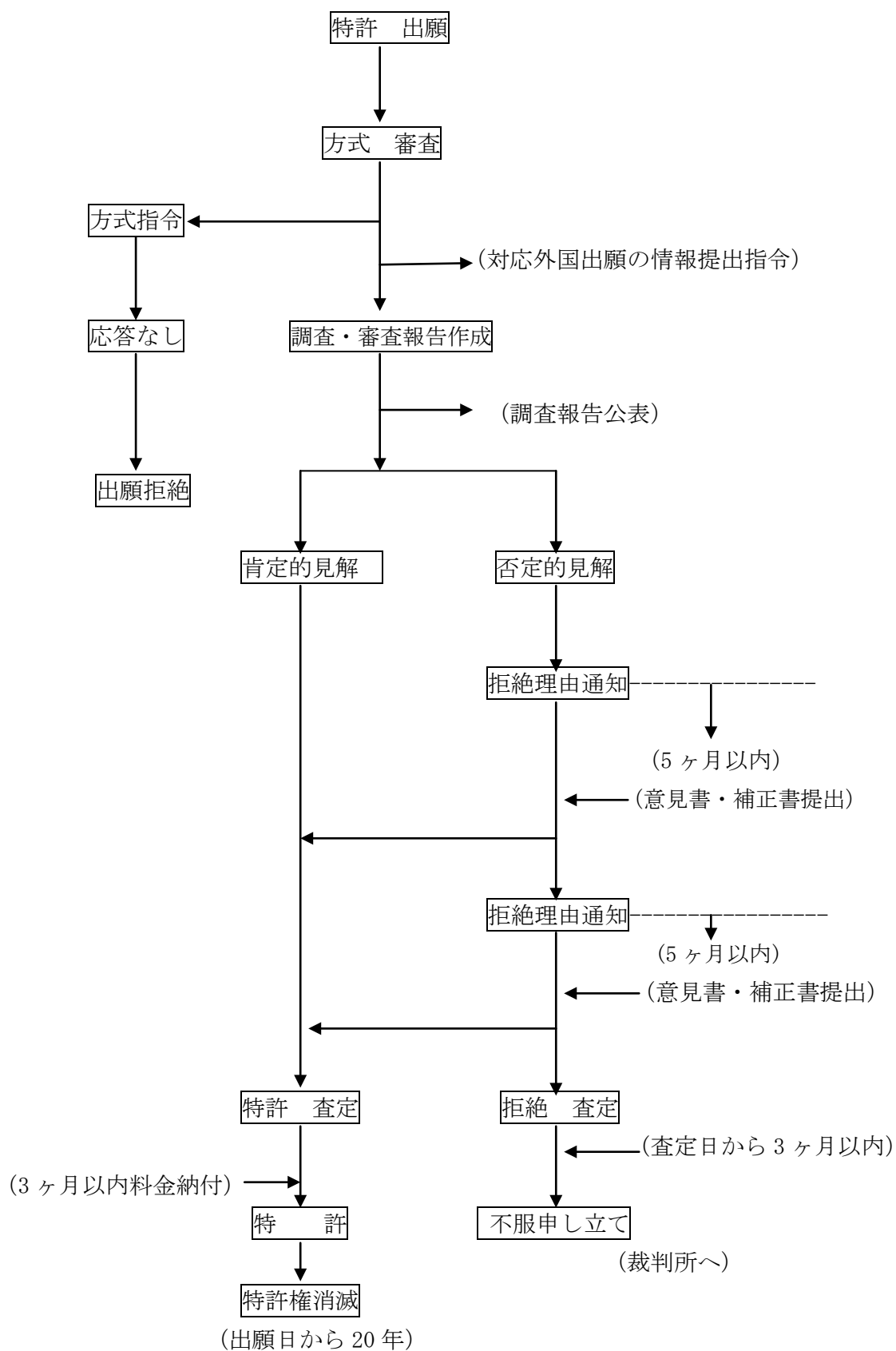
特許庁のいかなる決定に対しても、特許査定或いは拒絶査定について、利害関係人 (Any interested party) は権限を有する裁判所に対して不服を申し立てることができます。

なお、この不服申し立ては、特許査定日や拒絶査定日から3ヶ月以内にする必要があります。

(11) 第三者の情報提供 (Third party observation) 及び特許異議申立制度

規定は存在しません。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から 20 年です。登録日から発生します。
- (2) 出願日から 1 年後に最初の維持年金の納付が必要です。

10. PCT 国内段階移行手続

カンボジアは、PCT にはまだ加盟していません。

11. 出願（審査）に際し留意すべき事項

(1) 出願段階

- ①カンボジア出願が決定した場合に出願人にとって困難なことは、現地代理人の選定ではないでしょうか。
一般的に東南アジア諸国においては、商標関係の弁理士及び事務所が多く、専門の技術的弁理士を有する特許事務所は少ないと言われています。
このような状況下、カンボジア国における現地代理人の決定に当たっては、過去にカンボジアの近隣諸国に出願をした実績がある場合には、既に信頼関係のあるその国の現地代理人にカンボジアにおける代理人を紹介してもらうことが得策ではないでしょうか。
- ②次に、カンボジア国へ出願が決定し場合には、可能な限り早期に必要な情報を入手することを勧めます。
特に、東南アジア諸国に共通しますが、現地代理人によって情報が異なる場合が多々あり、何が正確なのか判断つかないことがあります。
このような事態に備えて、情報の確認を求める場合には可能な限り複数の現地代理人（近隣諸国の大手の代理人を含め）に確認することを勧めます。
- ③出願する際は、英語の明細書等で出願することができますが、出願日から 6 ヶ月以内にカンボジア語の翻訳文を提出しなければなりません。
従いまして、その期限管理に付きましては現地代理人に一任せず、出願人側でも積極的に期限管理を行うことを勧めます。

(2) 中間段階

特許庁が拒絶理由通知等を発行した場合には、現地代理人がその書類を出願人に送ってきます。
この場合、現地代理人によってはその通知書の英訳文だけを出願人に送付し、特許庁からの通知書自体を送付してこない場合があります。
拒絶理由通知の発送日や応答期限を確認するためにも、特許庁からの“局通知”もその翻訳された英訳文と同時に送付してもらうよう依頼すべきでしょう。
現地代理人が作成した英訳文に、日付等が時々間違っている場合があるからです。

(3) 特許査定段階

特許査定があった場合には、必ずクレームの英訳文を現地代理人へ作成を依頼して、送付してもらうようにすべきでしょう。

手続きは、カンボジア語でもって進められ、一般的に理解することは困難かと思われます。

従いまして、確定したクレームの英訳文を所有することにより、第三者等が特許権を侵害している等の事件が発生した場合には、迅速に対応措置を採ることが可能となるからです。

実用新案制度

1. 現行法について

2003年1月22日に制定された実用新案（Law on Patent, Industrial Design and Utility Model）する法律が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様です。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、考案者の氏名及び住所、優先権を主張する場合は最初の出願の情報、出願人が考案者でない場合は考案者から登録を受ける権利を有する旨の説明書(Statement)、及び現地代理人の宛名等を記載します。

なお、カンボジアはパリ条約の規定内における12ヶ月以内のPCT出願から優先権主張するカンボジア出願を受理しています。

(2) 明細書、クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

英語でもって出願することができます。

この場合、出願日から6ヶ月以内にカンボジア語による翻訳文を提出する必要があります。

(3) 必要な図面 (Drawings)

考案の理解に必要な場合にのみ提出が必要となります。

(4) 委任状 (Power of Attorney)

公証 (Notarize) 認証が必要です。

出願の際に委任状を提出 (コピー可能) する必要があります。

委任状の原本は出願日から2ヶ月以内に提出しなければなりません。

(5) 譲渡証 (Assignment)

出願人と考案者が異なる場合に必要です。

公証 (Notarize) 認証が必要です。

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張する場合には出願日から3ヶ月以内に提出必要があります。

(7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

カンボジア語による翻訳文を出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位: 米国ドル)

(1) 出願料金

- | | |
|------------------|------|
| ・クレーム最初の10項まで | 約 30 |
| ・クレーム10項以上、1項当たり | 約 5 |

(2) 優先権主張料金	無料
(3) 出願人名称・住所変更料金	約 50
(4) 譲渡手続料金	約 50
(5) 実用新案登録料金	約 40
(6) 登録実用新案の公告料金	約 30
(7) 年 金	
①第 2 年度	20
②第 3 年度	20
③第 4 年度	30
④第 5 年度	50
⑤第 6 年度	75
⑥第 7 年度	100

4. 料金減免制度について

減免制度があるか否か不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度はありません。登録された後に実用新案が公告されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度はありません。全出願が実体審査されます。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

カンボジアにおける実用新案 (Utility Model Certificate) は、存続期間及び進歩性の要件について、特許とは異なります。

実用新案とは、新規な及び産業上利用性を有する創作物 (Creation) であるとされ、物又は方法に関して保護を受けることが可能です。

特許出願の場合と同様な手続きが採用されております。

(1) 方式的要件審査について：

- ① 先ず、特許庁は出願が出願するための要件を満たしているか否かの審査を行います。
- ② 出願要件を満たしていないと判断した場合には、特許庁は補正命令を発行し、この補正命令に対して出願人は発行日から 2 ヶ月以内に瑕疵を是正する必要があります。

③出願日が付与されますと、その旨出願人に通知されます。

なお、出願が提出されなかったように扱われた場合には、特許庁はその理由を明記して出願人に連絡します。

④特許庁は軽微な要件を満たしていないと判断した場合にも、出願人に補正指令を発行し、この場合にも出願人は発行日から2ヶ月以内に応答する必要があります。

⑤この補正指令に対して出願人が応答しなかった場合、又は応答はしたが特許庁が応答は不十分であると判断した場合には、出願は拒絶されその旨出願人に連絡されます。

(2) 不登録事由について；

次の事由は登録を受けることができません。

①公序良俗に反する恐れのある考案の場合

②人体や動物体外科や治療による処理方法、また人体や動物体に施される診断方法の場合。但し、これらの方法において用いられる製品は除かれます。

③発見、科学的理論及び数学的方法の場合

④精神活動、ゲーム若しくは業務を行うための、規則及び方法の場合

⑤微生物以外の植物及び植物、及び植物や動物の生産のための本質的な生物学的方法の場合

⑥植物品種の場合、等です。

(3) 新規性について

絶対的新規性が採用されています。

考案が、先行技術から予測できない場合は新規なものと判断されます。

出願日又は優先日前に、考案が世界のいずれかの場所で公表され、又は口頭でもって開示され、或いは使用されることにより公衆に開示された全てのものは、先行技術を構成します。

<新規性喪失の例外>

以下の場合、新規性を喪失したものとみなされません。

①出願日又は優先日前の12ヶ月以内における考案の開示

②登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、又は意に反することにより、考案が公表された場合

(4) 実体審査

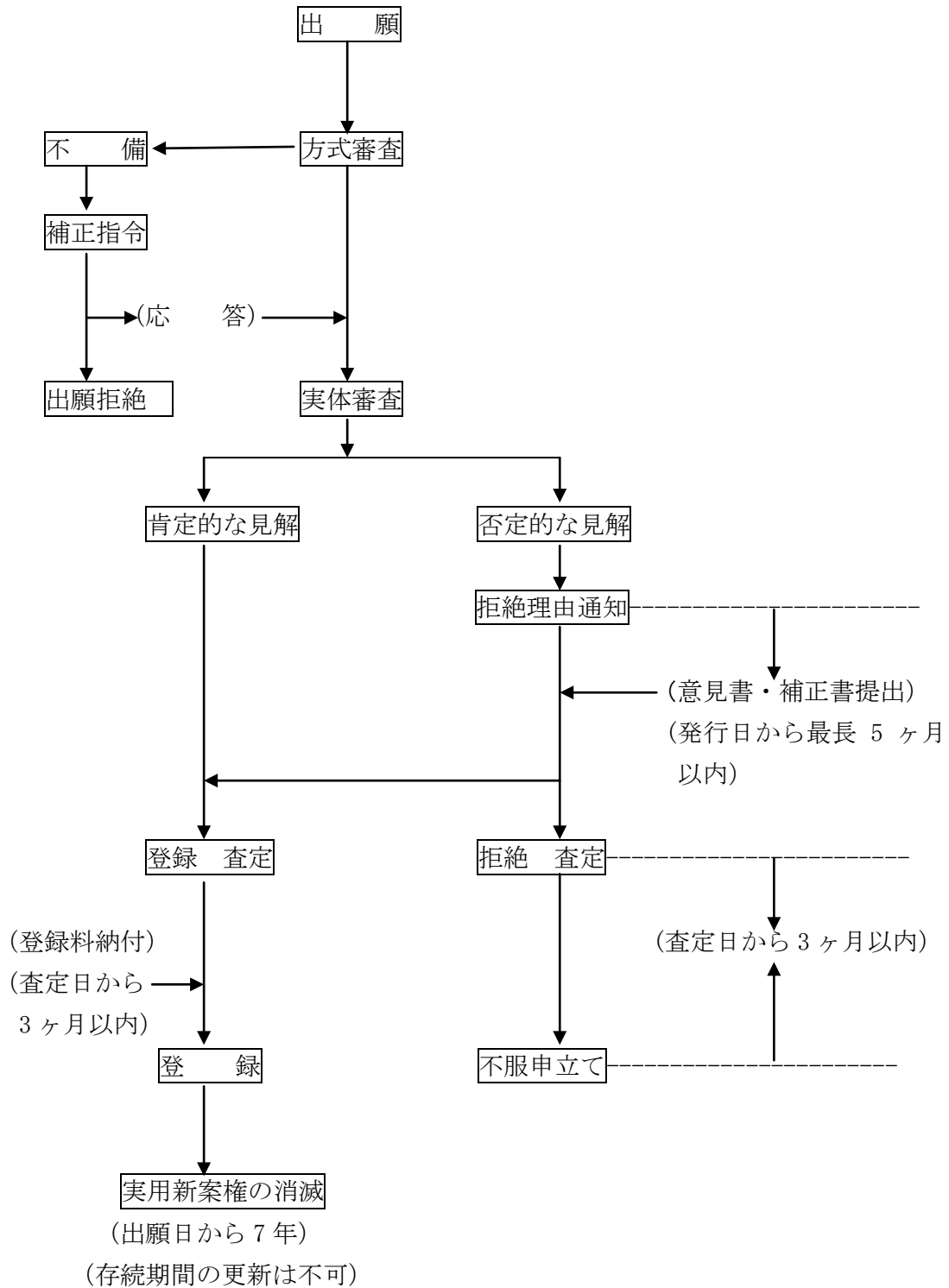
①登録官は、登録するか否かを判断するに当たって、審査庁等により行われた調査や審査報告を考慮し、決定を行います。

②調査や審査報告の結論を十分に考慮し、登録官が出願は登録要件を満たしていないとの見解を有する場合には、出願人にその旨を通知し当該通知日から5ヶ月以内に出願人に対して意見書や補正書の提出や、出願の分割を要請します。

③上記通知書は、所定のフォームにより必要に応じて数回行われます。

- ④出願人が当該通知書に応答しなかった場合、或いは提出された意見書や補正書又は分割出願にも関わらず、登録官が登録要件を満たしていないとの見解を有する場合には、出願は拒絶されます。
- ⑤一方、登録官が登録要件を満たしていると判断した場合には、実用新案の登録 (Register the utility model certificate) が行われます。
- ⑥登録官は、出願人に対して決定の根拠となった調査や審査報告の写しを添付して、実用新案登録の査定又は出願拒絶の査定を通知します。
登録査定 (Decision to register a utility model) の場合には、出願人に対して通知書の発行日から3ヶ月以内に、登録料金の納付を要請します。
- (5) 明細書の補正及び訂正
明細書等の補正や訂正は、出願手続の係属中にすることができます。
- (6) 登録 (Registration)
実体審査の肯定的な結果に基づき、特許庁は実用新案を登録すべく旨の査定 (the decision to register the utility model) を発行します。
- (7) 早期審査制度 (Accelerated registration)
実用新案出願には適用されません。
- (8) 異議申し立て (Opposition)
規定は存在しません。
- (9) 考案の単一性及び分割出願 (Unity of creation and Divisional application)
①出願は、一の考案又は単一の一般的考案概念を形成するように連関している一群の考案に関するものでなければなりません。
②出願人は、出願が登録付与の段階に至るまで (up to the time when the application is in order for registration) 出願当初の明細書の開示範囲内において、一又は二以上の出願に出願を分割することができます。
- (10) 出願変更 (Conversion)
①特許出願の特許査定又は拒絶査定前にいつでも、出願人は所定の料金を納付することにより、特許出願を実用新案出願に変更することができます。
②実用新案の登録又は拒絶される前にいつでも、出願人は所定の料金を納付することにより、実用新案出願を特許出願に変更することができます。
なお、出願変更は、1回に限り認められます。
- (11) 不服申し立て (Appeal)
特許庁のいかなる決定、実用新案出願の登録又は出願の拒絶に対して利害関係人 (Any interested party) は権限を有する裁判所に不服を申し立てることができます。
なお、この不服申立ては、登録査定日や拒絶査定日から3ヶ月以内にする必要があります。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

(1) 存続期間は、出願日から7年です。更新はできません。

(2)出願維持年金は、出願日の後1年目から開始します

10. (無審査登録制度の場合)第三者対抗要件について

審査登録制度が採用されておりますので、第三者対抗要件についての規定はありません。

11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

カンボジアは、PCTにはまだ加盟していません。

12. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

2003年1月22日に制定された意匠に関する法律が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

一の出願において二以上の意匠を対象とすることができます。

但し、二以上の意匠が国際分類の同一の類、又は物品の同一の組物若しくは組合せに関係することを条件とされています。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称・住所等、優先権を主張する場合はその情報等を記載します。

(2) 図面又は写真 (Drawings・Photographs)

図面、写真又は意匠を組み入れる物品のその他の適切な図形表示、及び意匠が使用予定される物品の種類を指定を含めます。

意匠が平面の場合には、意匠を組み入れる物品の見本を提出することもできます。

(3) 意匠登録を受ける権利を有するむねの陳述書 (Statement)

出願人が創作者でない場合、出願人が意匠登録を受ける権利を有する旨を説明した陳述書の提出が必要となります。

(4) 委任状 (Power of Attorney)

公証 (Notarize) 認証が必要です。

出願時に提出する必要があります (コピーの提出で可能)。

なお、この場合には、委任状の原本を出願日から2ヶ月以内に提出する必要があります。

(5) 譲渡証 (Assignment)

出願人が創作者でない場合には、意匠登録出願の願書と共に出願する権利の譲渡書 (An agreement of Assignment of Right to File Application) を提出しなければなりません。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から2ヶ月以内に提出する必要があります。

(7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

英語及びクメール語の翻訳文を出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位: 米国ドルです)

(1) 意匠出願	約 20
(2) 登録料及び最初の5年間の料金	約 40
(3) 公告料金	約 20

(4)最初の更新料金	約 40
(5)第2回目の更新料金	約 40
(6)更新の公告料金	約 20

4. 料金減免制度について

減免制度の有無については不明です。

5. 実体審査の有無

実体的要件の審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

一の出願において二以上の意匠を対象とすることができます。

(1)登録要件

①意匠とは、線若しくは色彩の何らかの組合せ、又は何らかの立体形態、又は何らかの素材は、線又は色彩に関連するか否かに拘わらず、意匠であるとみなされる。

但し、当該組合せ、形態又は素材が工業製品若しくは手工業品に特別の外観を与えるものであり、工業製品若しくは手工業品について模様として使用でき、又視覚に訴え、かつ視覚により判断されることを条件とすると、規定されております。

②意匠が新規なものであること。

絶対的新規性が採用されております。

意匠が、出願日又は優先日前に、世界中のいずれの場所においても刊行物や使用により公衆に開示されていない場合は新規のものとしてみなされます。

<新規性喪失の例外>

次の場合は新規性の喪失の例外とみなされます。

(a)出願日又は優先日前の12ヶ月以内に意匠が公表された場合、

(b)意匠の公表が意匠登録を受ける権利を有する者に起因して行われた場合、又は意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三者により行われた場合。

③意匠が、技術的成果を得るためにのみ資するものである場合

④意匠が公序良俗に反する恐れがある場合

(2) 審査手続

①登録官は、先ず出願書類が提出されますと出願書類の受領日を出願日として認定します。

但し、受領時に出願が出願人を特定することを確認できる表示、及び意匠を組み入れる物品の必要とされる図形表示を含むことが、条件とされます。

一方、登録官が、出願が受領時に上記の要件を満たしていないと認めた場合には、出願人に対して必要な訂正書を提出することを求め、当該必要な訂正書が提出された場合には、その訂正書の受領日を出願日として認定します。

なお、いかなる訂正もされなかった場合は、出願は行われなかったものと取り扱われます。

②出願日が付与された後に、登録官は以下の審査を行います。

(a) 出願が、法律及び施行規則に合致しているか否かの審査です。

具体的には、以下の内容について審査が行われます。

- ・ 出願の際の願書中に、図面、写真又は意匠を組み入れる物品のその他の適切な図形表示が含まれているか否か、及び意匠が使用予定される物品の種類指定が含まれているか否かです。
- ・ 出願人が創作者でなかった場合に、出願人が意匠登録を受ける権利を有する旨の陳述書が願書に含まれていたか否かです。
- ・ 所定の出願料金が納付されていたか否かです。

(b) 次に、出願に係る意匠が登録要件を満たしているか否かの審査です。

具体的には、以下の内容について審査が行われます。

- ・ 意匠が、線若しくは色彩の何らかの組合せ、又は何らかの立体形態か否か、又は何らかの素材が、線や色彩に関連しているものか否か
なお、組合せや形態、素材は工業製品等に特別に外観を与える必要があり、又工業製品等について模様として使用でき、視覚に訴え、視覚によって判断されることが必要です。
- ・ 意匠が、技術的成果を得るためのみに資するものか否か
- ・ 意匠が、公序良俗を害する恐れがあるか否か

③登録官が、上記登録要件を満たしていると判断した場合には、意匠を登録し、登録された旨を公告し、出願人に対して登録証を発行します。

一方、満たしていないと判断した場合には、出願を拒絶します。

なお、登録要件を満たしていない場合には、拒絶理由通知が発行されますが、この場合応答期間は発行日から2ヶ月とされております。

(3) 登録意匠の公告及び公告の繰延べの請求 (Publication & Deferred Publication)

①出願時において、出願人は意匠登録の際に出願日又は優先日から12ヶ月を超えない期間、登録意匠の公告の繰延べを願書に含めることができます。

②意匠登録に際しては、意匠の図面も出願に関する書類 (Any file) も公衆の閲覧には供されません。

③この場合、登録官は意匠の公告の繰延べの言及、及び意匠権者及び出願日、繰延べが請求された期間の長さ、及びその他の所定の情報を公表します。

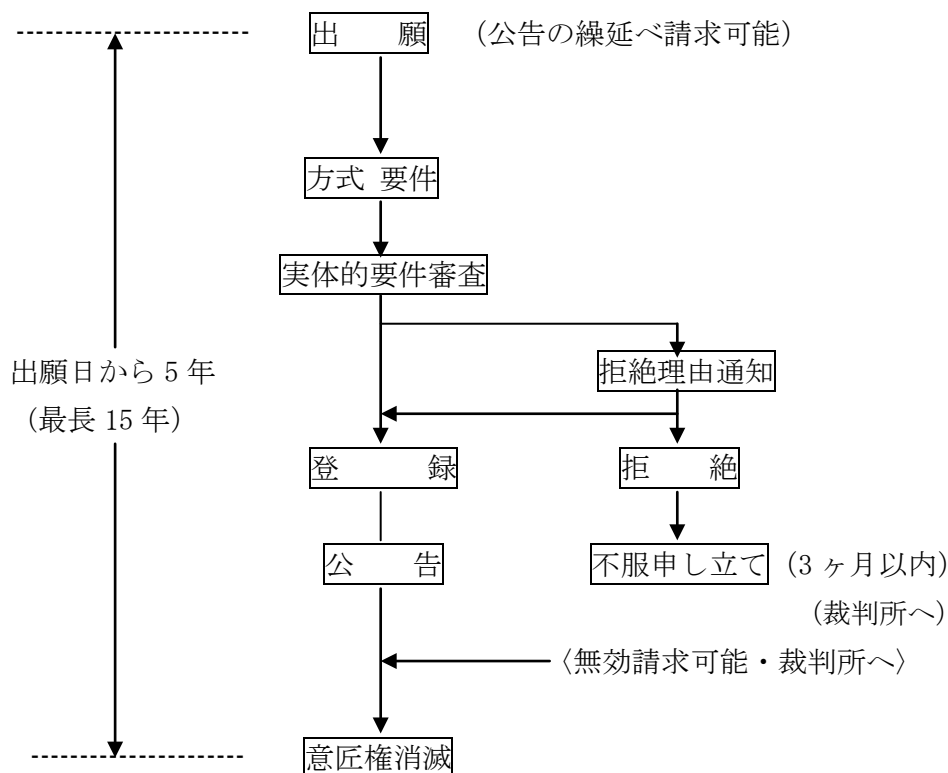
④繰延べの期間の満了時に、登録官は登録意匠を公表します。

(4) 不服申し立て (Appeal)

①いかなる決定に対しても、特に意匠の登録査定又は拒絶査定に対して、利害関係者は権限を有する裁判所に対して不服を申し立てることができます。

②当該不服申し立ては、査定日から 3 ヶ月以内にしなければなりません。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日 (権利の発生日)

(1) 存続期間の起算日は出願日であり、存続期間は出願日から 5 年です。

(2) 存続期間は 5 年毎に 2 回更新をすることができますので、最長で出願日から 15 年となります。

(3) 存続期間の更新をするには、次の書類が必要となります。

①公証認証された委任状

②意匠登録証の提出

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 保護対象について

上述しましたように、登録され得る意匠とは、線若しくは色彩の何らかの組合せ、又は何らかの立体形態、又は何らかの素材は、線又は色彩に関連するか否かに拘わらず、意匠とみなされます。

これらは、工業製品等に特別な外観を与えることが必要であり、又視覚により判断されるものであることが必要となります。

(2) 意匠登録の無効

利害関係人 (Any interested person) は、意匠登録が新規性等の登録要件を満たしていないことを理由として権限を有する裁判所に対して登録の無効を請求することができます。

(3) 秘密意匠制度

秘密意匠制度が採用されております。

出願人は意匠出願と同時に、優先日又は出願日から 12 ヶ月間登録意匠を秘密にすることを請求することができます。

商標制度

1. 現行法令について

2002年2月7日に改正された標章、商号及び不正競争行為（商標法）に関する法律が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書 (Application)

標章、商品、サービス（役務）又出願人の名称・住所等を明記します。

(2) 商品又は役務及びその区分 (Class of goods or service)

一出願で複数の区分を指定できますができません（一出願一区分制の採用）。

(3) 商標の表現物 (Representation of the mark)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

公証認証 (Notarization) が必要です。

出願の際に委任状を提出する必要があります（コピーで可能）。

この場合、原本を出願日から2カ月以内に提出しなければなりません。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

出願の際に提出する必要があります（コピーで可能）。

この場合、優先権証明書の原本を出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

優先権証明書の英訳文も出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表（単位：米国・ドルです）

(1) 出願料金	約 7.5
(2) 審査及び登録料金	約 65
(3) 登録更新料金	約 75
(4) 使用/不使用の宣誓書の裏書料金	約 15
(5) 使用許諾登録料金	約 30
(6) 異議申立料金	約 20
(7) 取消料金	約 75

4. 料金減免制度について

減額、免除の制度の有無は不明です。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

異議申立のために出願内容は公告されます。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1)カンボジアでは、商品及びサービスの国際分類に関するニース協定が適用されています。

また、一出願一区分制を採用しておりますので、多区分は認められておりません。

(2)出願は、クメール語又は外国出願人の場合は英語でもってすることができます。

このように、出願する場合にはクメール語又は英語ですが、出願の部分を構成する、又は登録官に提出する書類がクメール語又は英語以外の他の言語の場合には、クメール語又は英語の翻訳文の添付が必要となります。

登録証は出願された言語により、クメール語か英語でもって発行されます。

(3)登録要件

①商標とは、ある企業の商品（商標）又はサービス（サービスマーク）を識別することができる、可視的な標識であるとされております。

②登録可能な商標は、言葉、その組合せ、絵、色彩又は色彩との組合せ若しくはこれらとの組合せとされております。

③以下の商標は登録を受けることができません。

- ・ある企業の商品又はサービスを他の企業の商品やサービスから識別することができない商標
- ・公序良俗に反する恐れのある商標
- ・商品の原産地や商品やサービスの質若しくは特性に関して、公衆や取引界において混同を生じさせるおそれのある商標
- ・国家や政府間国際機関等で採用されている記章、紋章、名称、公の記号等を表示する標章と同一である場合、又はこれらの模倣である場合、又は構成部分として含む場合（但し、関係機関から承諾を得ている場合は除く）
- ・他の企業の同一又は類似する商品やサービスに関して、カンボジア国内において周知である商標と同一か、又は混同を生じるほど類似するか若しくは商標や商号の翻訳を構成する商標
- ・他の商標権者に属し、且つ既に登録されている商標と同一である場合、又は同一商品又はサービスと類似する商品又はサービスに関して先願の商標と同一である場合若しくはその商標が誤認混同を生じるほど類似している商標の場合

(4) 審査手続

①出願は、先ず様式等について審査されます。

方式的要件を満たしていない場合、補正指令が発行され出願人は発行日から 45 日以内に当該指令に対して応答することができます。

②様式等の形式的要件を満たしていると判断された場合、登録要件について及び商標がカンボジア国において他の者により既に登録されているか否か若しくは出願されているか否かについて審査されます。

審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合、審査官は拒絶理由通知を発行し、出願人に当該拒絶理由通知書の発行日から 60 日以内に意見書又は補正書の提出機会が与えられます。

なお、上記出願人の応答により更なる拒絶理由通知が発行される場合もあります。

(5) 出願公告 (Publication)

出願が登録要件を満たしていると判断された場合、審査官は登録を許可し (Accepted for registration) その後、出願に係る商標を官報に公告します。

(6) 異議申立 (Opposition)

①何人も、出願公告の日から 90 日以内に異議申立てをすることができます。

②異議申立書の通知の日から 90 日以内に、出願人は答弁書を提出することができます。

(7) 登録 (Registration)

①商標が登録要件を満たしていると判断され、且つ異議申立がなかった場合には、登録手続きが進められます。

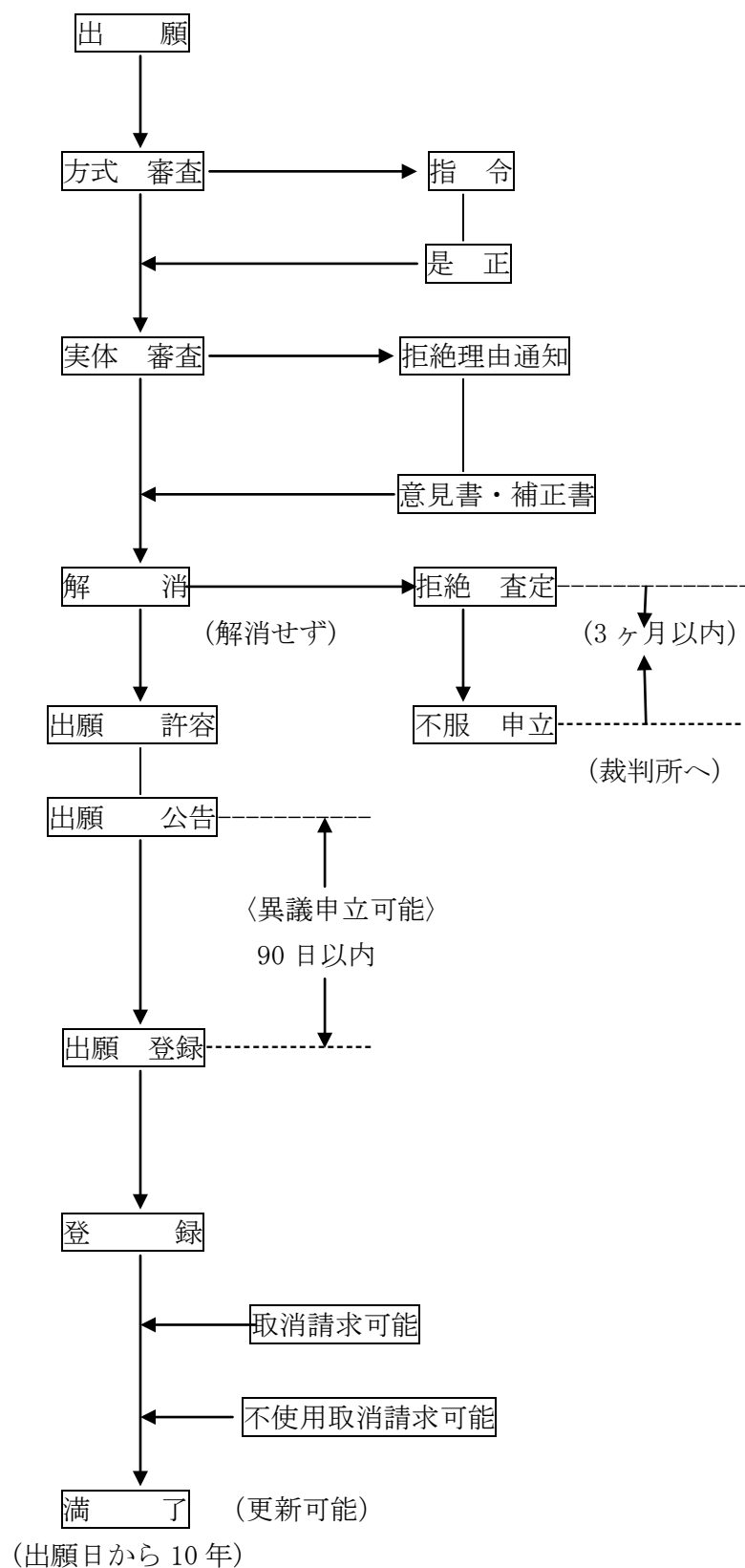
②商標は登録され、出願人に登録証が発行されます。

(8) 不服申立て (Appeal)

何人も、決定に対して不服を有する場合には、裁判所に対して不服申立てをする権利を有します。

当該申立ては、決定の日から 3 ヶ月以内にしなければなりません。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 商標権の存続期間は出願日から起算して10年です。登録日より発生します。
- (2) 存続期間は、更新出願により10年間更新をすることができます。
更新をするためには存続期間の満了前6ヶ月以内に更新出願をしなければなりません。存続期間満了後6ヶ月以内であれば、追加料金の支払いを条件に更新することが可能です。
- (3) 更新登録を維持するためには、商標の登録日から5年後の翌年1年以内に商標の使用或いは不使用の宣誓書（Affidavit of Use or Non-Use of Mark）の提出が必要とされています。

10. 出願時点での使用義務の有無

商標出願時には、商標を実際に使用している必要はありません。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、ある企業の商品（商標）又はサービス（サービスマーク）を識別することができる、可視的な標識であるとされています。
- (2) 登録可能な商標は、言葉、その組合せ、絵、色彩又は色彩との組合せ若しくはこれらとの組合せとされています。
- (3) 保護される商標
①色彩商標（Color mark） ②団体商標（Collective mark）
- (4) 保護対象とならない商標
①立体商標（Three-dimensional mark） ②証明商標（Certification mark）
③連合商標（Associated mark） ④連続商標（Series of mark）
⑤味覚（Taste）、芳香（Fragrance）、音響（Sound）商標

12. 留意事項

- (1) 国際商標登録に関して
カンボジアは国際商標登録に関するマドリッド協定議定書（マドプロ）の締約国ではありませんので、国際商標登録によりシンガポール国を指定して商標の保護を求めることはできません。
- (2) 登録商標の使用要件
①商標権者は、登録日又は更新日から第5年度の翌年の1年以内に商標の使用又は不使用の宣誓書（Affidavit of Use or Non-Use of Mark）を提出する必要があります。
使用又は不使用の宣誓書の登録の裏書（Endorsement of Recordal of Affidavit of Use or Non-Use）は、単に登録を維持し又は更新する目的のために用いられます。

②登録商標が継続して5年間 商標権者又は使用権者により使用されていなかったことが、第三者により証明された場合、登録は取り消されます。

(3)無効による取消 (Cancellation)

主な取消理由は次の通りです。

- ①商標が法律に反していた場合に、第三者から申立てがあった場合
- ②商標権者がカンボジアにおいて送達を受ける宛名 (Address for service) を有しなくなった場合
- ③特許庁 (IPDR) が登録商標は第三者が所有する周知商標と同一又は類似していると確信を得た場合
- ④商標権者が所定の期間内に商標の使用又は不使用に関する宣誓書 (Affidavit) を提出しなかった場合
等です。

(4)使用許諾 (Licenses)

使用許諾は特許庁 (DIPR) に登録され、官報に使用許諾が公表されます。

なお、契約内容は秘密とされます。

使用許諾を登録するために必要な書類は次の通りです。

- ①使用許諾者により署名され、公証認証された委任状の原本の提出
- ②当事者双方により署名され、公証認証された許諾契約の原本
(Deed of License Agreement) の提出
- ③商標登録証の原本及び登録商標の使用/不使用の宣誓書の提出